

様式第22号（法第101条第1項）

文書番号
年月日

保有個人情報利用停止決定通知書

(利用停止請求者) 様

(実施機関)

年月日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第101条第1項の規定により、下記のとおり、利用停止することに決定したので通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止請求の趣旨	
(利用停止決定の内容)	
利用停止決定をする内容および理由	(利用停止の理由)

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、草津市長に対して審査請求をすることができます。

この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、草津市を被告として（訴訟において草津市を代表する者は草津市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合には、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第23号（法第101条第2項）

文書番号
年月日

保有個人情報の利用停止をしない旨の決定通知書

(利用停止請求者) 様

(実施機関)

年月日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第101条第2項の規定により、利用停止をしないことに決定したので、下記のとおり通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止をしないこととした理由	

この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、草津市長に対して審査請求をすることができます。

この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、草津市を被告として（訴訟において草津市を代表する者は草津市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合には、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第24号（法第102条第2項）

文書番号
年月日

保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書

(利用停止請求者) 様

(実施機関)

年月日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第102条第2項の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等		
延長後の期間	日（利用停止決定等の期限）	年月日
延長の理由		

様式第25号（法第103条）

文書番号
年月日

保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書

(利用停止請求者) 様

(実施機関)

年月日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第103条の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
法第103条の規定（利用停止決定等の期限の特例）を適用する理由	
利用停止決定等をする期限	年月日

様式第26号（令第22条第3項）

委任状
(開示請求用)

(代理人)

住所

氏名

上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

- 1 個人情報および特定個人情報の開示請求を行う権限
- 2 開示請求に係る事案を移送した旨の通知を受ける権限
- 3 開示決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 4 開示決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- 5 開示請求に係る個人情報および特定個人情報の全部または一部を開示する旨の決定通知を受ける権限ならびに開示請求に係る個人情報および特定個人情報の全部を開示しない旨の決定通知を受ける権限
- 6 開示の実施の方法その他政令で定める事項を申し出る権限および開示の実施を受ける権限

年　月　日

(委任者)

住所

氏名

連絡先電話番号

(注) 以下のいずれかの措置をとってください。②の措置をとる場合、押印は不要になります。

- ① 委任者の印については実印とし、印鑑登録証明書（ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限ります。）を添付する。
- ② 委任者の運転免許証、個人番号カード（ただし、個人番号通知カードは不可）等本人に対し一に限り発行される書類の複写物を添付する。

様式第27号（令第29条において準用する令第22条第3項）

委任状
(訂正請求用)

(代理人)

住所

氏名

上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

- 1 個人情報および特定個人情報の訂正請求を行う権限
- 2 訂正請求に係る事案を移送した旨の通知を受ける権限
- 3 訂正決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 4 訂正決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- 5 訂正請求に係る個人情報および特定個人情報を訂正する旨の決定通知を受ける権限ならびに訂正請求に係る個人情報および特定個人情報を訂正しない旨の決定通知を受ける権限

年　月　日

(委任者)

住所

氏名

連絡先電話番号

(注) 以下のいずれかの措置をとってください。②の措置をとる場合、押印は不要になります。

- ① 委任者の印については実印とし、印鑑登録証明書（ただし、訂正請求の前30日以内に作成されたものに限ります。）を添付する。
- ② 委任者の運転免許証、個人番号カード（ただし、個人番号通知カードは不可）等本人に対し一に限り発行される書類の複写物を添付する。

様式第28号（令第29条において準用する令第22条第3項）

委任状
(利用停止請求用)

(代理人)

住所

氏名

上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

- 1 個人情報および特定個人情報の利用停止請求を行う権限
- 2 利用停止決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 3 利用停止決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- 4 利用停止請求に係る個人情報および特定個人情報を利用停止する旨の決定通知を受ける権限ならびに利用停止請求に係る個人情報および特定個人情報を利用停止しない旨の決定通知を受ける権限

年　月　日

(委任者)

住所

氏名

連絡先電話番号

文書番号

年　月　日

草津市情報公開・個人情報保護審議会 御中

(実施機関)

説問書
(開示決定等)

個人情報の保護に関する法律第82条の規定による開示決定等について、別紙のとおり、審査請求があつたので、同法第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項の規定により説問します。

(別紙)

1 審査請求に係る保有個人情報の名称等	
2 審査請求に係る開示決定等 (開示決定等の種類) □開示決定 □一部開示決定 (該当不開示条項) □不開示決定 (該当不開示条項)	(1) 開示決定等の日付、記号番号 (2) 開示決定等をした者 (3) 開示決定等の概要
3 審査請求	(1) 審査請求日 (2) 審査請求人 (3) 審査請求の趣旨
4 諸問の理由	
5 参加人等	
6 添付書類等	① 保有個人情報開示請求書(写し) ② 保有個人情報の開示をする旨の決定について(通知)(写し)または保有個人情報の開示をしない旨の決定について(通知)(写し) ③ 審査請求書(写し) ④ 理由説明書 ⑤ 開示の実施を行った保有個人情報が記載された行政文書等(写し) ⑥ その他参考資料
7 諸問庁担当課、電話番号、メールアドレス、住所等	

(注1) 2の「(開示決定等の種類)」については、該当する開示決定等の□をチェックすること。

また、一部開示決定または不開示決定の場合には、該当不開示条項(個人情報の保護に関する法律第78条第1項各号、第81条または文書不存在)を記載すること。

(注2) 4の「諸問の理由」については、例えば、「原処分維持が適当と考えるため。」「全部開示とすることが適当と考えるが、第三者の反対意見書が提出されているため。」など、諸問を必要とする理由を簡潔に記述すること。

(注3) 6の⑥の「その他参考資料」とは、例えば、第三者から反対意見書が提出されている場合の当該反対意見書や、行政不服審査法第11条の總代、同法第12条の代理人または同法第13条の参加人の選任または決定がなされている場合のそれを示す書面、個人情報の保護に関する法律第83条第2項または第84条の規定による開示決定等の期限に係る通知の写し等である。

(別紙)

1 審査請求に係る保有個人情報の名称等	
2 審査請求に係る訂正決定等 (訂正決定等の種類) □訂正決定 □不訂正決定	(1) 訂正決定等の日付、記号番号 (2) 訂正決定等をした者 (3) 訂正決定等の概要
3 審査請求	(1) 審査請求日 (2) 審査請求人 (3) 審査請求の趣旨
4 諸問の理由	
5 参加人等	
6 添付書類等	① 保有個人情報訂正請求書(写し) ② 保有個人情報の訂正をする旨の決定について(通知)(写し)または保有個人情報の訂正をしない旨の決定について(通知)(写し) ③ 審査請求書(写し) ④ 理由説明書 ⑤ その他参考資料
7 諸問庁担当課、電話番号、メールアドレス、住所等	

(注1) 2の「(訂正決定等の種類)」については、該当する訂正決定等の□をチェックすること。

(注2) 4の「諸問の理由」については、例えば、「原処分維持が適当と考えるため。」など、諸問を必要とする理由を簡潔に記述すること。

(注3) 6の⑤の「その他参考資料」とは、例えば、行政不服審査法第11条の總代、同法第12条の代理人または同法第13条の参加人の選任または決定がなされている場合のそれを示す書面、個人情報の保護に関する法律第94条第2項または第95条の規定に基づく訂正決定等の期限に係る通知の写し等である。

なお、審査請求人から訂正請求の趣旨・理由を根拠付ける資料が提出されている場合には、当該根拠資料を添付する。

様式第30号 (法第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項)

文 書 番 号
年 月 日

草津市情報公開・個人情報保護審議会 御中

(実施機関)

諸 問 書
(訂正決定等)

個人情報の保護に関する法律第93条の規定による訂正決定等について、別紙のとおり、審査請求があったので、同法第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項の規定により諸問します。

文 書 番 号
年 月 日

様式第31号 (法第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項)

(実施機関)

諸 問 書
(利用停止決定等)

個人情報の保護に関する法律第101条の規定による利用停止決定等について、別紙のとおり、審査請求があったので、同法第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項の規定により諸問します。

(別紙)

1 審査請求に係る保有個人情報の名称等	
2 審査請求に係る利用停止決定等	(1) 利用停止決定等の日付、記号番号 (利用停止決定等の種類) □利用停止決定 □不利用停止決定 (2) 利用停止決定等をした者 (3) 利用停止決定等の概要
3 審査請求	(1) 審査請求日 (2) 審査請求人 (3) 審査請求の趣旨
4 質問の理由	
5 参加人等	
6 添付書類等	(1) 保有個人情報利用停止請求書（写し） (2) 保有個人情報の利用停止をする旨の決定について（通知）（写し）または保有個人情報の利用停止をしない旨の決定について（通知）（写し） (3) 審査請求書（写し） (4) 理由説明書 (5) その他参考資料
7 質問庁担当課、電話番号、メールアドレス、住所等	

(注1) 2の「利用停止決定等の種類」については、該当する利用停止決定等の□をチェックすること。

(注2) 4の「質問の理由」については、例えば、「原処分維持が適当と考えるため。」など、質問を必要とする理由を簡潔に記述すること。

(注3) 6の⑤の「その他参考資料」とは、例えば、行政不服審査法第11条の総代、第12条の代理人または第13条の参加人の選任または決定がなされている場合のそれを示す書面、個人情報の保護に関する法律第102条第2項または第103条の規定による利用停止決定等の期限に係る通知の写し等である。

なお、審査請求人から利用停止請求の趣旨・理由を根拠付ける資料が提出されている場合には、当該根拠資料を添付する。

様式第32号（法第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項）

文書番号
年月日

情報公開・個人情報保護審議会 御中

(実施機関)

質問書
(開示請求・訂正請求・利用停止請求に係る不作為)

個人情報の保護に関する法律第76条の規定に基づく開示請求【個人情報の保護に関する法律第90条の規定による訂正請求、個人情報の保護に関する法律第98条の規定による利用停止請求】に係る不作為について、別紙のとおり、審査請求があったので、同法第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項の規定により質問します。

(別紙)

1 開示請求【訂正請求、利用停止請求】に係る保有個人情報の名称等	
2 審査請求に係る開示請求【訂正請求、利用停止請求】	(1) 開示請求【訂正請求、利用停止請求】の日付、受付番号等 (2) 開示請求【訂正請求、利用停止請求】の宛先
3 補正に要した日数、開示決定等【訂正決定等、利用停止決定等】の期限	
4 審査請求	(1) 審査請求日 (2) 審査請求人 (3) 審査請求の趣旨
5 質問の理由	
6 参加人等	
7 添付書類等	(1) 保有個人情報開示請求書【訂正請求書、利用停止請求書】（写し） (2) 審査請求書（写し） (3) 理由説明書 (4) その他参考資料
8 質問庁担当課、電話番号、メールアドレス、住所等	

(注1) 1の「開示請求【訂正請求、利用停止請求】に係る保有個人情報の名称等」については、開示請求の場合には、当該開示請求に係る保有個人情報の名称を、訂正請求または利用停止請求の場合には、当該訂正請求または利用停止請求に係る保有個人情報の名称を記述すること。

(注2) 3の「補正に要した日数、開示決定等【訂正決定等、利用停止決定等】の期限」については、補正を求める場合には当該補正に要した日数を、個人情報の保護に関する法律第83条第2項【同法第94条第2項、第102条第2項】の規定による期間の延長を行った場合には開示決定等【訂正決定等、利用停止決定等】の期限を、同法第84条の規定が適用された場合には残りの保有個人情報について開示決定等をする期限【同法第95条または第103条の規定が適用された場合には訂正決定等または利用停止決定等をする期限】を、それぞれ記述すること。

(注3) 5の「質問の理由」については、例えば、「開示請求から相当の期間（※）が経過していないと考えるため。」など、質問を必要とする理由を簡潔に記述すること。
(※) 行政不服審査法第3条に規定する「相当の期間」を指す。以下同じ。

(注4) 7の③の「理由説明書」においては、例えば、開示請求から相当の期間（※）が経過していないと考える理由について、個人情報の保護に関する法律第84条の規定が適用された場合には、同条を適用した理由、同条の「相当の期間」として設定した期間の妥当性などを具体的に記述すること。

(注5) 7の④の「その他参考資料」とは、例えば、第三者から反対意見書が提出されている場合の当該反対意見書や、行政不服審査法第11条の総代、同法第12条の代理人または同法第13条の参加人の選任または決定がなされている場合のそれを示す書面、個人情報の保護に関する法律第83条第2項または第84条の規定による開示決定等の期限に係る通知の写し等である。

様式第33号（法第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第2項）

文書番号
年月日

諮詢をした旨の通知書

（審査請求人等）様

（実施機関）

年月日付けの（実施機関）に対する審査請求について、下記のとおり草津市情報公開・個人情報保護審議会に諮詢したので、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第2項の規定により通知します。

記

審査請求に係る保有個人情報の名称等	
審査請求に係る開示決定等【訂正決定等、利用停止決定等】	
審査請求	(1) 審査請求日 (2) 審査請求の趣旨
諮詢日・諮詢番号	年月日・諮詢号

（注1）「審査請求に係る開示決定等【訂正決定等、利用停止決定等】」の欄については、開示決定等【訂正決定等、利用停止決定等】の日付・記号番号、開示決定等【訂正決定等、利用停止決定等】の種類（開示決定、不開示決定等）を記載する。

（注2）「諮詢日・諮詢番号」の欄は、草津市情報公開・個人情報保護審議会が付す番号である。

（令和5年3月31日掲示済み）

草津市情報公開・個人情報保護審議会設置条例施行規則および草津市協働のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

草津市長 橋川 渉

草津市規則第17号

草津市情報公開・個人情報保護審議会設置条例施行規則および草津市協働のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

（草津市情報公開・個人情報保護審議会設置条例施行規則の一部改正）

第1条 草津市情報公開・個人情報保護審議会設置条例施行規則（平成25年草津市規則第8号）の一部を次のように改正する。

第1条中「草津市個人情報保護条例（平成18年草津市条例第1号。以下「保護条例」という。）」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）、草津市個人情報保護法

施行条例（令和5年草津市条例第1号）」に、「第5条」を「第12条」に改める。

第3条第5項中「および第3号」を「、第3号および第8号の規定のうち審査請求に関する諮詢」に改める。

第4条第1項中「不服申立」を「審査請求」に、「保護条例第42条第1項」を「法第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項」に改め、同条第2項中「不服申立に」を「審査請求に」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第5条第1項中「保護条例第21条第1項」を「法第83条第1項」に改め、「記録されている」の右に「情報または保有個人情報に含まれる」を加え、同条第2項中「公開条例第23条第1項または保護条例第48条第1項」を「設置条例第5条第1項」に改め、「市政情報」の右に「または保有個人情報」を加える。

（草津市協働のまちづくり条例施行規則の一部改正）

第2条 草津市協働のまちづくり条例施行規則（平成26年草津市規則第22号）の一部を次のように改正する。

第7条中「第15条第2項」を「第15条第1項」に改める。

第10条第1項中「第15条第3項」を「第15条第2項」に改める。

付 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（令和5年3月31日掲示済み）

草津市事務分掌規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

草津市長 橋川 渉

草津市規則第18号

（草津市事務分掌規則の一部改正）

第1条 草津市事務分掌規則（平成4年草津市規則第9号）の一部を次のように改正する。

第2条健康福祉部の項中「人とくらしのサポートセンター」を「人とくらしのサポートセンター くらしサポート係 地域保健係」に改め、「新型コロナウイルスワクチン対策室」および「地域保健課 地域包括保健係」を削り、子ども未来部の項中「家庭児童相談室」を「家庭児童相談室 家庭児童相談係」に改め、建設部の項中「土木管理課 管理係」を「土木管理課 管理係 国県事業推進係」に改める。

第5条第1項中「、副部長、所長または室長」を「または副部長」に改め、同条第3項中「、所長または室長」を削る。

第6条総務部の表総務課の項第34号中「ファシリティマネジメントに関するこ（公共施設の再配置等に関するこを除く。）」を「公共施設の維持管理費の縮減に関するこ。」に改め、同項中第49号を第54号とし、第40号から48号までを5号ずつ繰り下げ、第39号を削り、第38号を第44号とし、第35号から第37号までを6号ずつ繰り下げ、第34号の次に次の6号を加える。

- (35) 公共施設の維持管理の効率化に関するこ。
- (36) 公共施設の長寿命化に係る計画的な工事の実施および工事費の縮減・平準化に関するこ。
- (37) 公共施設の維持管理に係る各種法定点検の適正な実施に関するこ。
- (38) 公共施設包括管理委託業務に関するこ。
- (39) 想定されるリスクや社会動向に応じた施設性能の実現に関するこ。
- (40) その他ファシリティマネジメントに関するこ（公共施設の再配置等に関するこを除く。）。

第6条総務部の表契約検査課の項第8号中「副部長」を「専門理事」に改める。

第6条まちづくり協働部の表まちづくり協働課の項中第14号を削り、第15号を第14号とし、第16号から第20号までを1号ずつ繰り上げる。

第6条環境経済部の表資源循環推進課の項第1号中「および運搬」を削り、同項第2号中「再生、減量」を「減量、資源化」に改め、同項第3号中「の指導監督」を削り、同項第8号中「および公衆用ごみ容器」を削り、同項中第12号および第13号を削り、同項第14号中「の解体および跡地整備」を削り、同号を第12号とし、同項中第15号および第16号を2号ずつ繰り上げる。

第6条健康福祉部の表人とくらしのサポートセン

ターの項第7号中「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の支給」を「地域との協働による健康づくりの推進」に改め、同項第8号中「臨時特別給付金に関するこ。」を「地域との協働による包括的な支援に関するこ。」に改め、同項第9号中「担当する副部長所管事務に係る所属の連絡調整に関するこ。」を「地域における保健施策の企画・調査および研究に関するこ。」に改め、同項中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

- (10) その他保健指導に関するこ。

第6条中健康福祉部の表生活支援課の項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 担当する副部長所管事務に係る所属の連絡調整に関するこ。

第6条健康福祉部の表中新型コロナウイルスワクチン対策室の項および地域保健課の項を削る。

第6条健康福祉部の表長寿いきがい課の項中第20号を第21号とし、第19号を第20号とし、第18号の次に次の1号を加える。

- (19) 地域包括支援センターの運営に関するこ。

第6条子ども未来部の表子育て相談センターの項中第11号を第12号とし、第10号の次に次の1号を加える。

- (11) 担当する副部長所管事務に係る所属の連絡調整に関するこ。

第6条子ども未来部の表発達支援センターの項第5号および第6号中「児童福祉法児第6条の2の2第5項による」を削り、同項第7号中「児童福祉法第6条の2の2第6項による」を削り、同項第8号中「児童福祉法第21条の5の7第7項による」を削り、同項第9号中「児童福祉法第21条の5の3による」を削り、同項第11号中「児童福祉法第33条の20第1項による」を削る。

第6条子ども未来部の表幼児課の項中第14号を削り、第15号を第14号とする。

第6条子ども未来部の表幼児施設課の項第2号中「に関するこ。（ただし、施設に関するこに限る。）」を「・幼稚園に関するこ（施設に関するこに限る。）」に改め、同項第3号、第4号、第6号および第7号中「関するこ。（ただし、施設に関するこに限る。）」を「関するこ（施設に関するこに限る。）」に改める。

第6条都市計画部の表都市計画課の項中第27号を

第31号とし、同号の前に次の1号を加える。

(30) 課に属さない土木関係工事の設計、施行および監督に関すること。

第6条都市計画部の表都市計画課の項中第26号を第29号とし、第18号から第25号までを3号ずつ繰り下げ、第17号の次に次の3号を加える。

(18) 土地区画整理事業の指導に関すること。

(19) 土地区画整理事業の技術的援助に関すること。

(20) 土地区画整理事業の許認可に関すること。

第6条都市計画部の表都市地域戦略課の項第2号中「都市構造再編集中支援事業およびまちなかウォーカブル推進事業」を「都市再生整備計画関連事業」に改め、同項中第6号から第8号までを削り、第9号を第6号とし、第10号から第13号までを3号ずつ繰り上げ、第14号を削り、第15号を第11号とする。

第6条都市計画部の表建築政策課の項第24号中「および副部長」を削る。

(草津市職員の給与に関する規則の一部改正)

第2条 草津市職員の給与に関する規則（昭和40年草津市規則第12号の2）の一部を次のように改正する。

別表第1市長の部局の部管理職手当を支給する職の欄中「副部長、会計管理者」を「副部長、草津未来研究所副所長、会計管理者」に改める。

(草津市出納員規則の一部改正)

第3条 草津市出納員規則（平成6年草津市規則第14号）の一部を次のように改正する。

別表第1中新型コロナウイルスワクチン対策室の項、健康福祉部地域保健課の項および幼稚園の項を削り、

「

教育委員会事務局	スポーツ大会推進室	室長
----------	-----------	----

」を

「

教育委員会事務局	国スポ・障スポ推進室	室長
----------	------------	----

」に

改める。

別表第2中人とくらしのサポートセンター所長の項および幼稚園長の項を削り、

「

教育委員会事務局	ス	所管に属する負担金、
ポート大会推進室長		手数料等の収納

」を

「

教育委員会事務局国ス ポ・障スポ推進室長	所管に属する負担金、 手数料等の収納
-------------------------	-----------------------

」に

改める。

(草津市附属機関運営規則の一部改正)

第4条 草津市附属機関運営規則（平成25年草津市規則第35号）の一部を次のように改正する。

別表第1草津市地域包括支援センター運営協議会の項所属の欄中「健康福祉部地域保健課」を「健康福祉部長寿いきがい課」に改め、同表草津市予防接種健康被害調査委員会の項所属の欄中「健康福祉部新型コロナウイルスワクチン対策室」を削る。

付 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(令和5年3月31日掲示済み)

草津市事務分掌規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

草津市長 橋川 渉

草津市規則第19号

草津市事務分掌規則等の一部を改正する規則

(草津市事務分掌規則の一部改正)

第1条 草津市事務分掌規則（平成4年草津市規則第9号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「副係長」の右に「、主幹」を加え、「、参与」を削り、「総括保育教諭」の右に「、保育専門員」を加える。

第5条第3項中「副保健師長」の右に「、主幹」を、「総括保育教諭」の右に「、保育専門員」を加える。

(草津市職員の職名に関する規則の一部改正)

第2条 草津市職員の職名に関する規則（昭和52年草津市規則第54号）の一部を次のように改正する。

第4条の表中「副係長」の右に「、主幹」を加え、「、参与」を削り、「教頭」の右に「、保育専門員」を加える。